第十条第二項第一号ロ(3)中「書面（この下に「役員の旧氏及び名を当該役員の氏名に併せて前項の認可申請書に記載した場合において、当該抄本又は書面が当該役員の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面を含む。」を加え、同項第二号ロ中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2)　旧氏及び名を、氏名に併せて前項の認可申請書に記載した場合において、(1)に掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第二十四条第二項第二号ロ及び第三号ロ、第三十条第四号及び第六号、第三十六条第二項第二号ロ及び第三号ロ、第四十条第三項第二号ニ並びに第四十五条第二項第二号ロ中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

別紙様式中「商号、名称又は氏名　　印㈢」を「商号、名称又は氏名　　㈢」に改め、同様式注意事項1に次のように加える。

ホ　氏を改めた者においては、旧氏及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式注意事項2(イ)(1)中「記入し、押印する」を「記入する」に改め、同注意事項2(イ)(2)中「記入、押印する」を「記入する」に改め、同注意事項2(イ)(3)中「記入し、代表者印を押印する」を「記入する」に改める。

（金融機関等の組織再編成の促進のための特別措置に関する内閣府令の一部改正）

第三十条　金融機関等の組織再編成の促進のための特別措置に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第八十八号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「代表者の氏名　　印」を「代表者の氏名」に改め、同様式備考中2.を削り、3.を2.とし、2.の次に次のように加える。

3．氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

様式第三中「代表者の氏名　　印」を「代表者の氏名」に改め同様式備考中1.を削り、2.を1.とし、3.を2.とし、2.の次に次のように加える。

3．法第３条の規定による申請書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

様式第七（備考を除く。）中「印」を削り、同様式備考中1.を削り、2.を1.とし、1.の次に次のように加える。

2．法第３条の規定による申請書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

（内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部改正）

第三十一条　内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年内閣府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項及び第二項中「別表に掲げる内閣府の所管する法令」を「内閣府の所管する金融関連法令」に改める。

別表（第一条関係）を削る。

（日本公認会計士協会に関する内閣府令の一部改正）

第三十二条　日本公認会計士協会に関する内閣府令（平成十六年内閣府令第十五号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一号中「㊞」を削り、同様式記載上の注意に次のように加える。

5．氏名の記載方法

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第二号中「㊞」を削る。

（金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令の一部改正）

第三十三条　金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令（平成十六年内閣府令第六十七号）の一部を次のように改正する。

様式第一（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式の「第８　財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策」の次の記載上の注意2.(1)中「代表者が記名押印又は自ら署名すること」を「代表者の役職及び氏名を記載すること」に改め、同記載上の注意2.(2)中「とともに、当該代表者が記名押印又は自ら署名する」を削り、同記載上の注意2.に次のように加える。

(3)　氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

様式第二（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式の「第10　財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策（経営強化計画を提出する金融機関等が法第15条第１項又は第２項の申込みをする場合に限る。）」の次の記載上の注意2.(1)中「代表者が記名押印又は自ら署名すること」を「代表者の役職及び氏名を記載すること」に改め、同記載上の注意2.(2)中「とともに、当該代表者が記名押印又は自ら署名する」を削り、同記載上の注意2.に次のように加える。

(3)　氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

様式第三（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式の「第10　財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策（経営強化計画を提出する金融機関等が法第15条第１項又は第２項の申込みをする場合に限る。）」の次の記載上の注意2.(1)中「代表者が記名押印又は自ら署名すること」を「代表者の役職及び氏名を記載すること」に改め、同記載上の注意2.(2)中「とともに、当該代表者が記名押印又は自ら署名する」を削り、同記載上の注意2.に次のように加える。

(3)　氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

様式第四（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式の「第７　協定銀行が現に保有する取得株式等又は取得貸付債権のうち経営計画を提出する金融機関等（第32条に規定する金融機関等をいい、経営計画を連名で提出する銀行持株会社等を含む。以下同じ。）を発行者又は債務者とするものの額及びその内容」の次の記載上の注意2.(1)中「代表者が記名押印又は自ら署名すること」を「代表者の役職及び氏名を記載すること」に改め、同記載上の注意2.(2)中「とともに、当該代表者が記名押印又は自ら署名する」を削り、同記載上の注意2.に次のように加える。

(3)　氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。